

ID: 3011

担当部署: 健康福祉部 地域共生課

処分の概要	補装具の支給又は修理及び補装具の購入又は修理に要する費用の支給の決定		
法令名 根拠条項	戦傷病者特別援護法 第21条第1項及び第4項		
法令番号	昭和38年法律第168号		
【基準】 法第21条第1項及び第4項の規定による。 (補装具の支給及び修理) 第21条 厚生労働大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の状態にある戦傷病者について、必要があると認めるときは、その者の請求により、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定める補装具を支給し、又は修理することができる。 4 厚生労働大臣は、補装具の支給又は修理が困難であると認めるときは、補装具の支給又は修理に代えて、補装具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 15 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日